

～県外から寒河江市への移住（Uターン、Iターン）をお考えのみなさん、  
または既に移住済みのみなさんへ～

2019年3月以降に寒河江市へ移住された皆様へ、

「米、みそ、しょうゆ1年分」を提供します!



～寒河江市、山形県、JA全農山形・山形県醤油味噌工業協同組合が連携して行う事業です～

●提供の対象となる世帯 次に掲げる全てを満たす世帯が提供対象世帯となります。

- (1) 2019年3月1日～2020年2月29日までの期間に、県外から寒河江市に転入（住民票を異動）すること
- (2) 転入前に下記緑色の枠内、ア～ウいずれかの公的相談窓口等を利用していること
- (3) 世帯主が会社等の転勤や進学による異動でないこと

ア 県関係の移住相談窓口

やまがたハッピーライフ情報センター、すまいる山形暮らし案内所

イ 県関係の仕事等に関する相談窓口

山形県ひとり親家庭応援センター、マザーズジョブサポート山形・庄内、山形県ナースセンター、山形県福祉人材センター、やまがたチャレンジ創業応援センター（商工会議所・商工会）、山形県プロフェッショナル人材戦略拠点、山形県信用保証協会、山形県Uターン情報センター、やまがた21人財バンク、山形県若者就職支援センター、(公財)やまがた農業支援センター、(一社)山形県農業会議、山形県林業労働力確保支援センター、山形県漁業就業者確保育成センター

ウ 寒河江市役所内の移住、新規就農、Uターン就職等に関する相談窓口

※「窓口を利用していること」には、山形県や寒河江市が主催又は関与した移住セミナーや移住・体験ツアー等への参加も該当になります。

●提供内容

①米(山形県産米 はえぬき又はつや姫) 60kg/世帯

②味噌3kg/世帯 ③醤油3ℓ/世帯

●手続きについて

以下の書類を、寒河江市企画創成課政策調整係へ提出ください。

(1) 支給申請書(様式第1号)

※備考欄に希望するお米の銘柄(「はえぬき」または「つや姫」)をご記入ください。

(2) 世帯全員の住民票の写し

(3) 県関係の公的相談窓口で発行した「事業紹介チラシ」

※上記緑色の枠内、ア・イいずれかの公的相談窓口を利用した場合のみ。

※山形県の受付印等が押印されたものに限ります。

【本事業に関するお問い合わせ】

寒河江市 企画創成課 政策調整係

〒991-8601 寒河江市中央一丁目9番45号 電話 0237-86-2111(内線416)